

山梨県不妊治療費助成制度のご案内

山梨県では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、体外受精・顕微授精に伴う先進医療、及び保険適用外の治療に要した費用の一部を助成します。

1. 先進医療への助成

医療保険が適用される体外受精及び顕微授精と併用して自費で実施される「先進医療」にかかった費用の一部を助成します。

■助成上限額

先進医療にかかった費用の 7割（10分の7） を助成します。【上限額：21万円】

2. 保険適用外となる治療への助成

■対象となるケース

以下の(1)から(3)のいずれかの理由により、治療が保険適用外となった場合に、その費用が助成の対象となります。（※令和7年12月15日以降に開始した治療が対象）

(1)保険適用となる回数上限を超えた治療

(2)保険適用となる年齢制限を超えた治療

(3)保険診療と保険外診療を併用することにより、全額自己負担となる治療

■助成額・助成回数

保険適用外となる治療にかかった費用の 7割（10分の7） を助成します。
上限額は次のとおりです。

	助成内容	上限額	助成回数
①	自費診療で実施された 体外受精・顕微授精	○受精まで行った治療の場合 …30万円 ○受精を行っていない治療の場合 …10万円	3回 ※1子ごと

★ ①の治療に加えて、次の②③のいずれか、または両方を実施した場合は、それぞれにかかった費用を上限額の範囲内で①に加算します。

②	先進医療	21万円
③	医療保険制度において、 保険診療となる治療と併せて実施することで、保険診療部分も含めて全額自己負担となる治療	21万円

◆提出書類

- 申請書
- 申請額算定表
 - ※「保険適用外となる治療への助成」を申請する場合のみ
- 受診等証明書
- 住民票等（夫婦の住所を確認できる書類）
- 戸籍謄本等（法律上の婚姻の有無を証明する書類）
 - ※ただし、住民票で婚姻していることが確認できる場合（続柄欄に「夫」「妻」等の記載がある場合）は不要。
 - ※事実婚の場合は必ず提出してください。
- 事実婚関係に関する申立書
 - ※事実婚の場合のみ
- 子の住民票、戸籍謄本等
 - ※「保険適用外となる治療への助成」を申請する場合で助成回数リセット後初めて申請する場合

山梨県ホームページ



※申請書・申請額算定表・
受診等証明書等の様式も
こちらから

◆申請期限

治療が終了した年度内（3月31日まで）

※ただし、1月1日～3月31日の間に治療が終了した場合は、翌年度6月末日まで

◆問い合わせ・申請書類提出先

お住まいの市町村 (住民票のある市町村)	問い合わせ・提出先	住所 電話番号
甲府市(※)、韮崎市、 南アルプス市、北杜市、甲斐市、 中央市、昭和町、	中北保健福祉事務所 健康支援課	韮崎市本町4-2-4 TEL:0551-23-3073
山梨市、笛吹市、甲州市	峡東保健福祉事務所 健康支援課	山梨市下井尻126-1 TEL:0553-20-2753
市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町	峡南保健福祉事務所 健康支援課	富士川町鯉沢771-2 TEL:0556-22-8155
富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部保健福祉事務所 健康支援課	富士吉田市上吉田1-2-5 TEL:0555-24-9034

※甲府市にお住まいの方へ：「1.先進医療への助成」は甲府市で助成いたしますので、お問い合わせ・申請は甲府市へお願いします。「2.保険適用外となる治療への助成」は山梨県で助成しますので上記の中北保健福祉事務所へお願いします。

山梨県 子育て・次世代サポート課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
TEL：055-223-1425

